資料１

入間市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の要旨（議案第４号）

１．改正の目的

農業委員会では、農業の担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消等のために、平成２９年１０月に農地等の利用の最適化の推進に関する指針を定めて、農業委員１２名及び農地利用最適化推進委員１０名で活動しており、両委員には、月額報酬が支給されている。

農業委員会が行う農業の担い手への農地集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消等にかかる活動について、更なる活発化が図れるように、農業委員及び農地利用最適化推進委員に対し、農地等の利用の最適化の推進の活動実績に応じた年額報酬が、新たに支給できるよう改正するもの。

２．改正の内容

農業委員会の会長、会長代理、委員は、月額報酬のほか年額報酬として、農地等の利用の最適化の推進の実績に応じ、一月当たり 7,000 円を超えない範囲内において、予算で定める額を追加するもの。

農地利用最適化推進委員は、月額報酬のほか年額報酬として、農地等の利用の最適化の推進の実績に応じ、一月当たり 7,000 円を超えない範囲内において、任命権者が市長と協議して定める額を追加するもの。

３．施行日

令和２年４月１日から施行し、農地等の利用の最適化の推進の実績は、４月１日以降の活動に対して適用するもの。